

大田原市旅客自動車運送事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。）の感染拡大及び経済情勢の変動による燃料油の高騰等の影響を受けた旅客自動車運送事業者を支援することにより、市民の移動手段の維持及び確保を目的とする大田原市旅客自動車運送事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）を経営する者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を経営する者をいう。
- (4) 乗合バス路線 市内において法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を実施する路線をいう。
- (5) 乗合バス車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、乗合バス路線に供する車両をいう。ただし、専ら高速バス車両（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に供する車両をいう。）及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両として保有するものを除く。
- (6) 貸切バス車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、市内において貸切バス事業に供する車両をいう。ただし、専ら県、市町村等からの委託を受けて運行するスクールバス等の車両として保有するものを除く。
- (7) タクシー車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、タクシー事業に供する車両をいう。ただし、専ら福祉輸送事業に使用する車両、県、市町村等からの委託を受けて運行する車両として保有するもの及び大田原市デマンド交通運行事業（法第4条の許可を受け、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号の規定に基づき実施する区域運行事業をいう。以下「デマンド交通」という。）に使用する車両として保有するものを除く。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条第1号から第3号までに掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 支援金の交付申請日時点において、乗合バス事業者にあつては、乗合バス路線を有する者とし、貸切バス事業者及びタクシー事業者にあつては、市内に本店、営業所等を有している者とする。
- (2) 令和4年4月1日時点において乗合バス事業、貸切バス事業又はタクシー事業（休業していないものに限る）を行っており、当該事業について、支援金の交付申請日時点において休業又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有している者
- (3) 栃木県が県民運動として展開している新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言を行っている者
- (4) 市税等の滞納がない者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、交付対象者が保有する車両のうち、令和4年9月1日時点で関東運輸局に届出（法第15条の3に規定する届出をいう。以下同じ。）されている車両（休車しているものを含み、他市町村等において同様の趣旨の支援（国又は県からの支援を除く。）を受けている車両を除く。以下同じ。）の台数に次に掲げる1台当たりの額を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 乗合バス車両 200,000円
- (2) 貸切バス車両 100,000円
- (3) タクシー車両 25,000円

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大田原市旅客自動車運送事業継続支援金交付申請書兼請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて令和4年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援の対象となる車両の自動車検査証の写し
- (2) 関東運輸局に届出されている車両の台数が確認できる書類の写し
- (3) 支援金申請台数内訳書（別紙様式）
- (4) 関東運輸局に届出されている車両のうち、休車している車両が確認できる書類（該当する車両がある場合のみ）

(交付決定)

第6条 市長は、申請者から前条の規定による申請があつた場合は、規則第5条第1項の規定によりその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、同条第2項の規定により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の省略)

第7条 この支援金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の交付決定を受けた者が規則第13条第1項各号に該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した支援金があるときは、規則第14条の規定により返還を命じなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された支援金については、第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。